

健生食輸発0502第1号
令和6年5月2日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産赤とうがらしのエトキサゾール及びバナナのイミダクロプリド)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年4月24日付け健生食輸発0424第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産赤とうがらしのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ベトナム産赤とうがらしのエトキサゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナのイミダクロプリドについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産赤とうがらしのエトキサゾールについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年5月2日	ベトナム	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	エトキサゾール	PARADOX IMPORT EXPORT COMPANY LIMITED